

# 盛岡市障がい者基本計画

令和 7 年度～令和 11 年度

概 要 版

令和 7 年 3 月

盛 岡 市

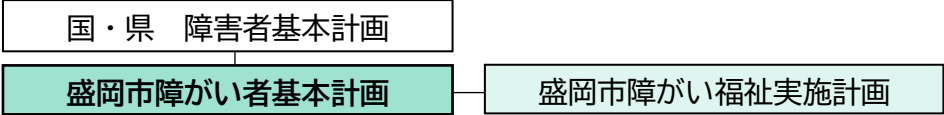
I 盛岡市障がい者基本計画策定の趣旨

障がい福祉を取り巻く環境の変化や本市の障がい福祉の現状を踏まえ、これまでの「盛岡市障がい者福祉計画」に基づく取組をさらに充実、発展させ、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し、共に支え合う共生社会の実現へ向け、令和7年度を始期とする「盛岡市障がい者基本計画」を策定し、取り組んでいこうとするものです。

II 盛岡市障がい者基本計画策定の位置付け

◎ 障害者基本法等に定める位置付け

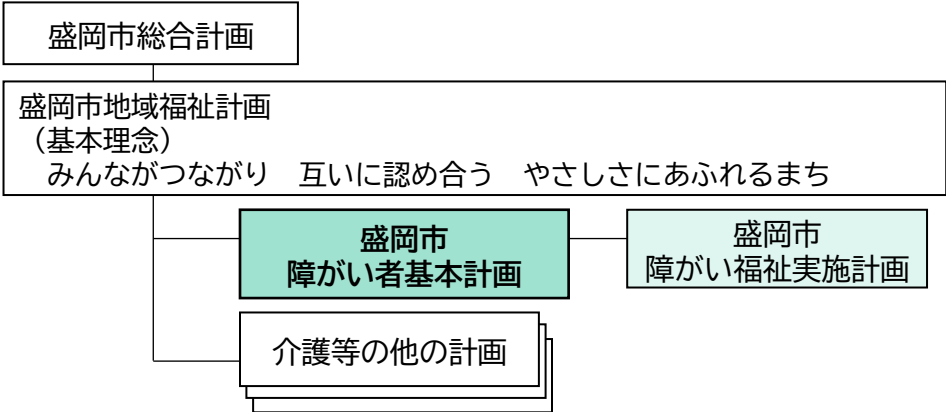
盛岡市障がい者基本計画は障害者基本法第11条第3項に基づく計画であり、障がい者施策の基本的な考え方や施策推進の方向性について定めた基本計画です。



市はこれまで、障害者基本法に規定する「障害者計画」を「盛岡市障がい者福祉画」として策定してきました。また、障害者自立支援法（平成25年に障害者総合支援法に改正）に規定する、「障害福祉計画」を「盛岡市障がい福祉実施計画」として策定してきましたが、新たな「障害者計画」の策定に際し、「盛岡市障がい者福祉計画」から「盛岡市障がい者基本計画」に改称し、根拠法令との対応関係を明確にしようとするものです。

◎ 盛岡市の計画における位置付け

盛岡市障がい者基本計画は、盛岡市総合計画における基本構想に基づき策定される「盛岡市地域福祉計画」を上位計画とし、その基本理念と整合を図りながら、施策を推進するものです。



III 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

## IV 計画の基本目標及び基本方針

### 1 基本目標

障がいのある人もない人も、  
相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現

障がい者施策は、全ての市民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、共に支え合いながら暮らせる地域社会の実現を目指して講じられる必要があります。

### 2 基本方針

本計画は、社会情勢、社会環境を背景とした国の法律の制定改廃、県の条例制定、本市における障がいのある人の状況や障がい者施策における現状と課題を基に、次の4つの基本方針を定め、取り組むこととします。

- (1) 障がいのある人の権利を守り、支え合いながら暮らせる地域づくりの推進
- (2) 多様な障がい特性に応じた適切な支援の実施
- (3) 障がいのある人の自立と社会参加の促進
- (4) 障がいのある人が必要な支援を受けながら安心して暮らせる地域の実現

### 3 施策推進の体系

盛岡市障がい者基本計画（令和7年度～令和11年度）

（基本目標）障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現

（基本方針1）障がいのある人の権利を守り、支え合いながら暮らせる地域づくりの推進

（施策の推進方向）

I 障がいのある人への差別解消及び権利擁護の促進

（施策）

- 1 差別解消の促進
- 2 障がいのある人の権利擁護の促進

II 相談支援体制の拡充

- 1 相談支援体制の拡充

III 障がい者理解の推進

- 1 周知啓発による理解の推進
- 2 福祉教育の推進

（基本方針2）多様な障がい特性に応じた適切な支援の実施

IV 保健・医療の充実

- 1 疾病の予防と早期発見
- 2 精神保健施策の推進
- 3 難病対策の推進
- 4 医療的ケア児・者への対応
- 5 障がいのある人の高齢化への対応

V 療育・教育の充実

- 1 療育の充実
- 2 教育の充実

（基本方針3）障がいのある人の自立と社会参加の促進

VI 就労・経済的自立への支援の充実

- 1 就労への支援
- 2 経済的支援の充実

VII 社会参加・交流の促進

- 1 社会参加のための支援
- 2 スポーツ・文化活動の促進
- 3 地域活動の推進

（基本方針4）障がいのある人が必要な支援を受けながら安心して暮らせる地域の実現

VIII 障がい福祉サービスの充実

- 1 障がい福祉サービスの充実
- 2 障がい児施策の充実
- 3 苦情解決への対応

IX ひとにやさしいまちづくりの推進

- 1 施設等のバリアフリーの推進
- 2 情報・読書のバリアフリーの推進
- 3 多様な主体による支援の推進

X 暮らしの安全・安心の確保

- 1 災害時の支援体制の充実
- 2 消費者被害の防止と救済
- 3 地域における居住・生活の支援

## V 障がい者施策の現状

### 1 障がいのある人を取り巻く動向

【国の動向（法整備）】障害者差別解消法の一部を改正する法律など

【県の動向（条例制定）】岩手県手話言語条例の施行など

【前計画期間における市の主な取組】

- ・基幹相談支援センターの設置
- ・子ども発達相談所の開設
- ・医療的ケア児等コーディネーターの配置 など

### 2 障がいのある人の状況

【障がい者手帳所持者数】 (人)

| 障がい種別 | 平成25年度 | 令和5年度 |
|-------|--------|-------|
| 身体障がい | 10,514 | 9,795 |
| 知的障がい | 1,988  | 2,447 |
| 精神障がい | 1,924  | 3,761 |

## VI 計画の推進

### 1 求められる主な役割

この計画を総合的かつ効果的に推進し、社会的障壁を軽減するためには、障がいのある人や家族、障がい者団体等、市民、地域、企業、医療・福祉関係機関、市が連携するとともに、それぞれの立場で役割を果たすことが重要です。

### 2 計画の評価

本計画の推進に当たっては、その実効性を確保するため、盛岡市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会及び盛岡市自立支援協議会に障がい者施策に係る事業実績を報告するとともに、そこでの意見を反映していきます。

取組内容の重点項目や新規項目については、進捗状況や実施するうえでの問題点など、そのプロセスについて検証することとします。

計画期間中に障がいのある人や市民を対象としたアンケートを実施し、管理指標の達成度を定量評価するとともに、4つの基本方針に基づき取り組んだ施策について、効果や状況の変化について定性評価をすることとします。

## I 障がいのある人への差別解消及び権利擁護の促進

### 【課題】

- 障がいのある人への差別解消に向けた取組の促進
- 成年後見制度についての周知啓発と人材育成
- 虐待等への対応における関係機関・団体との連携体制の構築

### 1 差別解消の促進

障がいのある人が差別などの社会的障壁を感じることなく、社会のあらゆる場面で積極的に活動できるよう、市民や地域・企業などに対し障がい特性や必要な配慮について普及啓発し、心のバリアフリー<sup>※1</sup>に取り組めます【重点取組】。

改正障害者差別解消法において、事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことに伴い、障がいを理由とする差別の解消を促進します。

※1 様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

### 2 障がいのある人の権利擁護の促進

成年後見制度の利用促進に向けた周知啓発に取り組むとともに、より利用しやすい制度となるよう市民後見人及び法人後見人<sup>※2</sup>の育成を推進します。

※2 社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

## II 相談支援体制の拡充

### 【課題】

- 相談支援専門員の不足
- 障害児相談支援事業所の不足と障がい児のセルフプランの解消
- 基幹相談支援センターの機能強化
- 相談支援体制の在り方の再検討と周知
- 相談支援専門員の育成や資質向上のための支援策実施

### 1 相談支援体制の拡充

平成29年度に基幹相談支援センターを設置しましたが、より多くの相談を支援につなげていくため、機能強化に向け検討を進めます。

相談支援事業所がより身近な相談相手となり、有効な支援策に結び付くよう、相談支援事業所相互のネットワーク形成の支援及び相談支援専門員の育成と資質向上に取り組んでいきます【重点取組】。

### Ⅲ 障がい者理解の推進

#### 【課題】

- 障がい者理解の効果的な啓発の工夫
- 障がい者理解のための福祉教育の実施

#### 1 周知啓発による理解の推進

広報や市公式ホームページ等を活用し、障がい福祉に関する制度や事業を周知するとともに、スポーツ大会や作品展など、障がいのある人の活動を市民に発信することで、障がいのある人と接する機会のない人や障がい福祉にあまり関心のない人が障がい福祉について考えるきっかけとなるよう努めます。

#### 2 福祉教育の推進

全ての世代、地域社会や就労の場において、障がいのある人への理解を深め、障がいのある人もない人も生活や活動がしやすくなるよう、出前講座などを通じて障がい福祉や障がいのある人への理解が深まるよう取り組みます。障がいのある人の疑似体験の実施や手話について紹介するなど学びの機会を作ります。

### Ⅳ 保健・医療の充実

#### 【課題】

- 障がいの原因となる疾病の予防と障がいの早期発見
- 精神障がい者に対する理解の促進と相談支援体制の充実
- 難病患者や高齢障がい者に対する支援
- 医療的ケア児・者に対する支援体制の強化

#### 1 疾病の予防と早期発見

健康診査・健康診断及び保健指導の充実を図るとともに、これらの活用により、疾病や障がいの早期発見、早期治療、早期支援を推進します。

生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進行等を予防するため、生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。

#### 2 精神保健施策の推進

心の病気や精神障がいのある人への理解の促進に努めるとともに、地域住民の健康を支える役割を担う保健所等により、心の健康づくりを推進します。

心の病気を抱える人や発達障がいのある人の生活支援や就労支援の充実に努めます。特に、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置するなどして、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム<sup>※3</sup>の構築に係る取組を進めます。

※3 精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステムのことであり、地域共生社会の実現に欠かせないもの。

### 3 難病対策の推進

難病患者やその家族に対して情報提供を行うとともに、医師による講演会、個別相談を開催し、日常生活上での悩みや不安の解消が図れるよう支援します。

### 4 医療的ケア児・者への対応

医療的ケア児・者の各ライフステージに応じた必要な支援を行うため、庁内関係課による個別ケースの検討会議を実施します【新規取組】。

医療職のコーディネーターの配置を目指します【重点取組】。

### 5 障がいのある人の高齢化への対応

これまでできていたことが困難になるなど、障がいのある人がさらに困難な状況に置かれることが想定されるため、障がい福祉サービスや介護保険サービスが適切に利用できるよう、関係機関と連携を図るとともに、情報提供を行います。

## V 療育・教育の充実

### 【課題】

- 障がいの早期発見と支援の充実
- 子ども発達相談支援事業の充実
- 相互理解につながる学習の場の提供
- ライフステージに応じた情報提供
- 関係機関の連携強化と情報共有

### 1 療育の充実

子ども発達相談支援事業においては、巡回訪問中も保護者からの電話相談や来所相談に十分対応できるよう、相談員の増員による相談支援体制の充実を図り、児童発達支援センターの機能強化につなげます【重点取組】。

### 2 教育の充実

学校と保護者の共通理解を図るために、こどもの教育的ニーズに即応した情報提供や相談・支援体制の充実に努めます。

## VI 就労・経済的自立への支援の充実

### 【課題】

- 福祉的就労、一般就労支援の充実
- 就労支援事業所の賃金・工賃アップ
- 就労支援事業所及び関係機関との連携
- 新たな就労先の確保の検討

### 1 就労への支援

就労移行支援や相談支援活動を充実させるとともに、就労定着支援を活用し、就労後の職場定着・継続就労を支援します。

就労支援事業所の賃金・工賃アップについては、集客が見込めるイベントなどでの販売会や、実態に応じた支援などを就労支援事業所と共に検討していきます【重点取組】。

### 2 経済的支援の充実

特別障害者手当、特別児童扶養手当などの各種手当や障害年金制度、重度心身障害者医療費等について、手帳交付時や市公式ホームページを活用した制度の周知を行います。また、障がい福祉の指定特定相談支援事業者や介護保険の指定居宅介護支援事業者などにも制度の周知を図ります。

## Ⅶ 社会参加・交流の促進

### 【課題】

- 交通手段の費用負担の軽減
- 地域活動など社会参加の支援
- 障がい者スポーツ・文化活動の推進
- 地域活動における障がいのある人に対する理解と配慮の推進

### 1 社会参加のための支援

障がいのある人の社会参加をさらに推進するため、障がいの特性に配慮した支援を行います。

社会参加の支援につながる公共交通機関の割引制度等について、周知を行います。

### 2 スポーツ・文化活動の促進

社会参加と交流を目的とした盛岡市障がい者スポーツ大会の拡充に努め【重点取組】、障がいのある人が自分の能力に応じて参加できる機会の創出に努めます。

盛岡市障がい者芸術文化祭への参加の呼びかけや開催周知を行い【重点取組】、作品を通じて交流できる機会を創出するなど地域社会との交流の促進を図ります。

### 3 地域活動の推進

障がいのある人もない人もできる部分を生かし、できない部分を補い、共に活動することが必要です。障がい者団体等との連携により、障がい者施策の周知や障がいのある人への理解を図ることで、市民が障がいについての関心を高め、障がいのある人が地域活動に参加しやすくなるよう取組を進めます。

## Ⅷ 障がい福祉サービスの充実

### 【課題】

- 利用者ニーズの的確な把握とサービスの安定供給に向けた対策の検討
- 重症心身障がい者へのサービス提供体制の充実

### 1 障がい福祉サービスの充実

重症心身障がい者等医療的ケアの必要な障がいのある人の受入事業所を拡大し、サービスの充実を図ります。

障がい特性に応じたサービスの提供ができるようサービスの質の向上に努めるとともに、訪問入浴などの地域生活支援事業については、障がいのある人のニーズの把握に取り組みます。

### 2 障がい児施策の充実

ライフステージに沿って、教育・福祉・医療等の関係機関が連携し、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を進め、障がいの有無にかかわらず、全てのこどもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を引き続き推進します。

### 3 苦情解決への対応

福祉サービス利用の際に利用者から苦情があった場合は、関係機関と連携しながら問題解決に当たるとともに、利用者の権利を擁護するために、相談体制の充実に努めます。

## Ⅸ ひとにやさしいまちづくりの推進

### 【課題】

- 公共施設・道路のバリアフリーの推進
- 障がい特性に応じた情報提供の推進
- コミュニケーション支援の推進
- 手話を含む意思疎通支援についての検証
- ボランティアや地域貢献の推進

### 1 施設等のバリアフリーの推進

障がいのある人が安心して外出できるよう建物の入口や歩道の段差解消、公共施設においては障がい者用のトイレや駐車場の設置など、新築や改築の機会をとらえて実施します。道路のバリアフリー、点字ブロックの設置を推進します。

### 2 情報・読書のバリアフリーの推進

手話通訳者の派遣や育成などを推進していくとともに様々な意思疎通手段を検証しつつ、利用者や市民に対し、情報のバリアフリーの普及啓発を進めます。

読書バリアフリー法や関連事業についての周知を行うとともに、大活字本や録音・点字・電子図書などの利活用についての情報収集と情報発信により、誰もが活字文化の恩恵を受けられるよう取り組みます【新規取組】。

### 3 多様な主体による支援の推進

多様な主体が、それぞれできることをできる場面で行う機運の醸成のためにも、ボランティア意識の啓発やボランティアの協力によるスポーツ大会の運営など市民の関心と理解を深める取組を実施します。

手話や要約筆記等の講習会を実施し、人材育成に取り組みます。

## X 暮らしの安全・安心の確保

### 【課題】

- 避難行動要支援者情報提供同意者名簿の周知と登録の普及
- 医療的ケア児等の個別避難計画の作成支援
- 障がいのある人や支援者が参加する防災訓練の実施
- 障がいのある人が避難できる福祉避難所の確保
- 消費者トラブルや犯罪被害の予防と支援
- 地域生活支援拠点等の整備

### 1 災害時の支援体制の充実

避難行動要支援者名簿については、一層の制度の周知に取り組みます。

障がいのある人やその家族、支援者からは、防災訓練への参加や避難所の見学の要望があることから、実施に向けて取り組むとともに【新規取組】、福祉避難所の確保に努めます。

### 2 消費者被害の防止と救済

複雑多様化する消費者トラブルを未然に防ぐよう、関係者で情報を共有し、対応実績を積み重ねるとともに、トラブル発生時にクーリングオフ等速やかに対応できるよう関係機関と連携を図ります。

### 3 地域における居住・生活の支援

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時の受入れや一人暮らしの体験の機会・場の提供、地域の体制づくりなどを行う地域生活支援拠点の整備を進めていきます。

支援体制の構築に当たっては、事業所が役割の分担と連携により、地域全体で障がいのある人の生活を支える仕組みづくりに取り組みます【新規取組】。

盛岡市障がい者基本計画 概要版 令和7年度～令和11年度

発行 盛岡市 令和7年3月

編集 盛岡市保健福祉部障がい福祉課

盛岡市内丸12-2

T E L 019-651-4111（代表）

ホームページ <https://www.city.morioka.iwate.jp>